

2026年6月16日

お客様各位

(公財) 佐賀県建設技術支援機構  
建築確認事務所

### 令和8年7月からの確認済証等の押印廃止及び電子交付について

日頃から当機構をご利用いただき有難うございます。

2024年12月27日に公布された建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（国交省第111号）により、建築基準法等に規定する確認済証、評価書等について、押印を不要とする様式に改められました。（2025年4月1日施行）また、これにより電子申請における確認済証等の電子交付が可能となりました。

本省令に基づき、当機構では以下のとおり今後交付する各種様式への押印を廃止いたします。

また、電子交付に関しては原則 NICE システムによる交付とさせていただきますので、電子交付をご希望の際は電子申請のご利用をお願い致します。

#### 【押印の廃止】

- 1.開始日 2026年7月1日交付分より
- 2.対象業務

建築確認検査業務、建築物エネルギー消費性能適合性判定業務、  
構造計算適合性判定業務、住宅性能評価業務、長期使用構造等確認業務、  
低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務、性能向上計画認定業務

#### 【電子交付】

- 1.開始日 2026年7月1日申請分より
- 2.交付する対象

押印廃止となった業務及び建築物省エネルギー性能表示（BELS）業務  
において、NICE システムによる電子申請を受付けた全ての物件。  
ただし、建築基準法に関する業務は電子交付の意思表示があるものに限る。

- ※ NICE システムをご利用の方は、電子交付を基本とさせていただきます。
- ※ 窓口で紙申請をされた方は、押印なしの紙交付となります。
- ※ なお、押印に代わる透かし画像を挿入する措置を行います。